

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年6月25日

【会社名】 株式会社名村造船所

【英訳名】 Namura Shipbuilding Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 名 村 建 介

【本店の所在の場所】 大阪市西区立売堀二丁目1番9号

【電話番号】 (06)6543-3561

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員社長補佐 井 関 延 行

【最寄りの連絡場所】 大阪市西区立売堀二丁目1番9号

【電話番号】 (06)6543-3561

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員社長補佐 井 関 延 行

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成26年6月24日開催の当社第115回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 配当財産の種類

金銭

ロ 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額967,532,940円

ハ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月25日

第2号議案 当社と佐世保重工業株式会社との株式交換契約承認の件

当社と佐世保重工業株式会社は、平成26年5月23日開催の両社の取締役会において、平成26年10月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社とし、佐世保重工業株式会社を株式交換完全子会社とするための株式交換を行うことを決議し、同日、両社間で株式交換契約を締結いたしましたので、その承認をお願いするものであります。

第3号議案 定款一部変更の件

第2号議案に上程しておりますとおり、株式交換を実施することに伴い、事業目的を追加するため、現行定款第3条（目的）について所要の変更を行うものであります。

環境への配慮および保有資産の有効活用を目的として太陽光発電を開始したことに伴い、当社事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るため、現行定款第3条（目的）について所要の変更を行うものであります。

将来の資金調達および資本政策の機動性を確保するため、現行定款第6条（発行可能株式総数）に定める当社発行可能株式総数を増加させるものであります。

その他、上記変更に伴う号数の繰り下げを行うものであります。

定款変更の効力の発生条件及び発生日が異なるため、それらを明確にするため附則を設け、併せて、附則の扱いに関して定めを設けるものであります。

第4号議案 取締役3名選任の件

吉岡修三、茅切文男および鈴木輝雄を取締役に選任するものであります。

第5号議案 監査役2名選任の件

岩切辰美および山下公央を監査役に選任するものであります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

山本紀夫を補欠監査役に選任するものであります。

第7号議案 当社株式等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社定款第18条に基づき、当社株式等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を一部変更した上で更新し、新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任していただくことをお願いするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	393,800	2,486	0	(注) 1	可決 99.13
第2号議案 当社と佐世保重工業株式 会社との株式交換契約承 認の件	394,370	1,916	0	(注) 2	可決 99.27
第3号議案 定款一部変更の件	386,086	10,190	0	(注) 2	可決 97.19
第4号議案 取締役3名選任の件					
吉岡修三	392,850	3,436	0	(注) 3	可決 98.89
茅切文男	379,003	17,283	0		可決 95.40
鈴木輝雄	394,058	2,228	0		可決 99.19
第5号議案 監査役2名選任の件					
岩切辰美	370,703	25,258	0	(注) 3	可決 93.32
山下公央	357,712	38,249	0		可決 90.05
第6号議案 補欠監査役1名選任の件 山本紀夫	394,484	1,802	0	(注) 3	可決 99.30
第7号議案 当社株式等の大量取得行 為に関する対応策(買収 防衛策)更新の件	313,850	82,436	0	(注) 1	可決 79.00

(注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成による。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分と本総会当日に出席した株主の一部の議決権の行使結果から、各議案が可決されたことが明らかとなったため、本総会当日に出席したその他の株主の議決権の数は、上記(3)の表中の各議案に対する議決権の数に加算しておりません。